

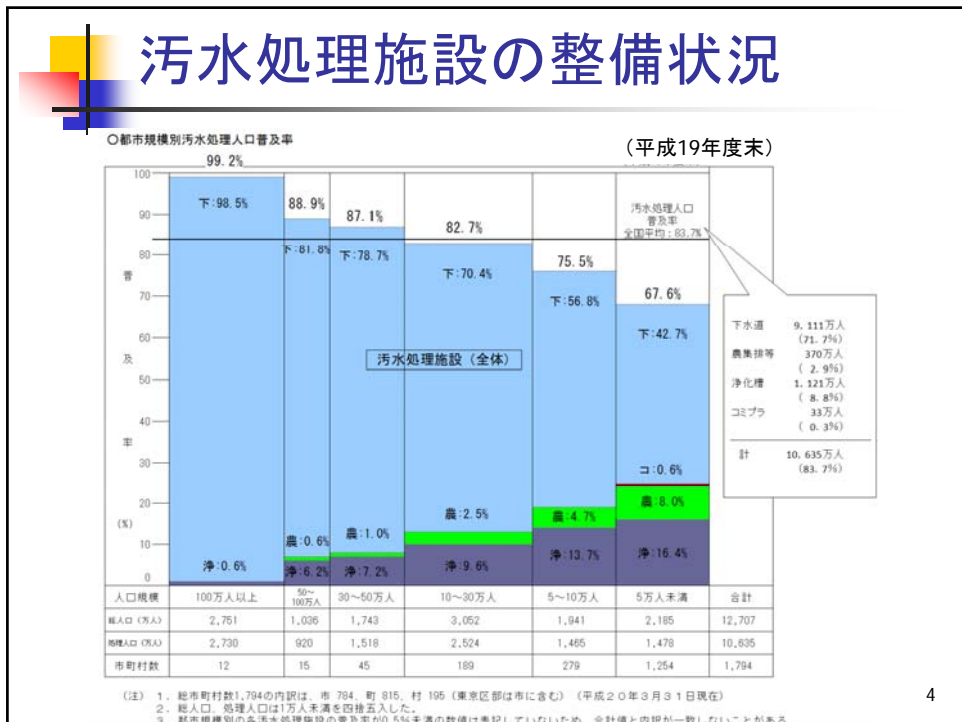
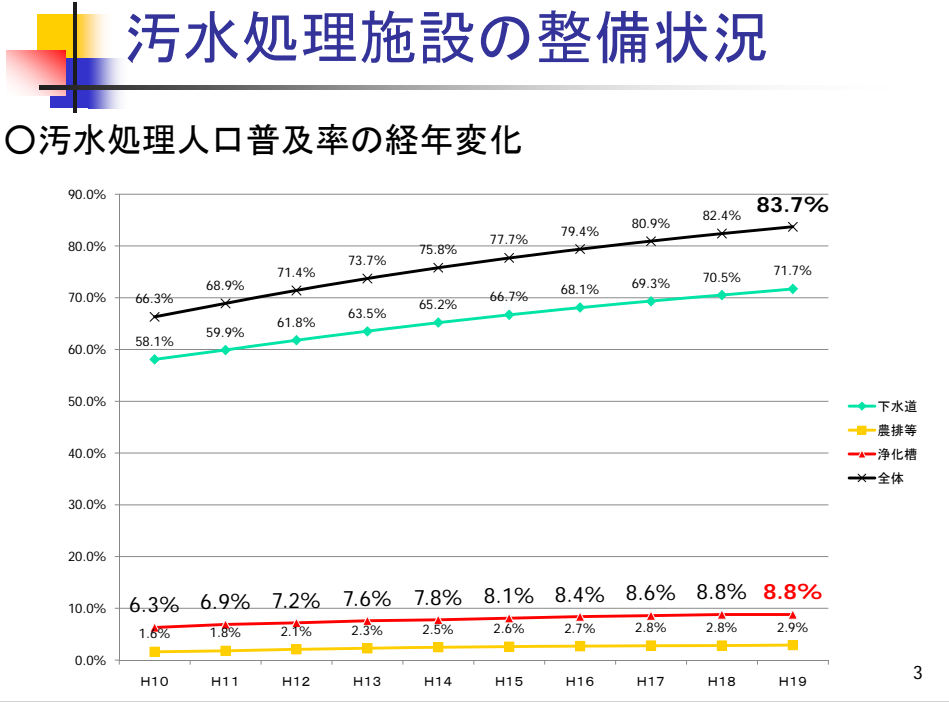
浄化槽整備による 生活排水対策について

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室

浄化槽による生活排水対策

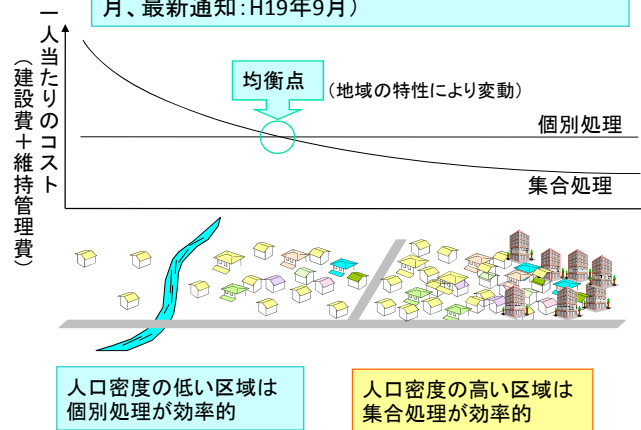
1. 汚水処理施設の普及状況





集合処理と個別処理の区域分けの考え方

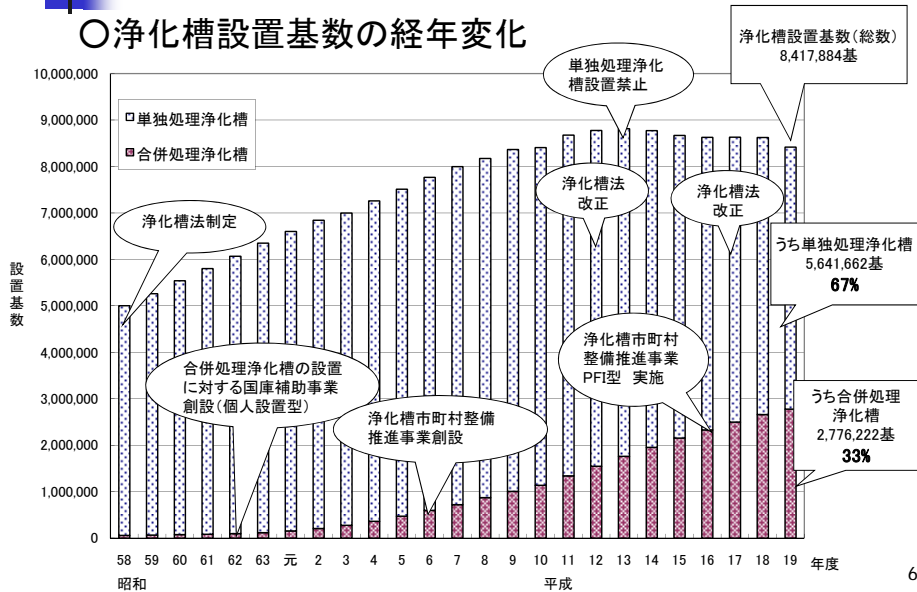
関係三省（農林水産省、国土交通省、環境省）は都道府県構想策定の基本方針を共同通知（H7年12月、最新通知：H19年9月）



5

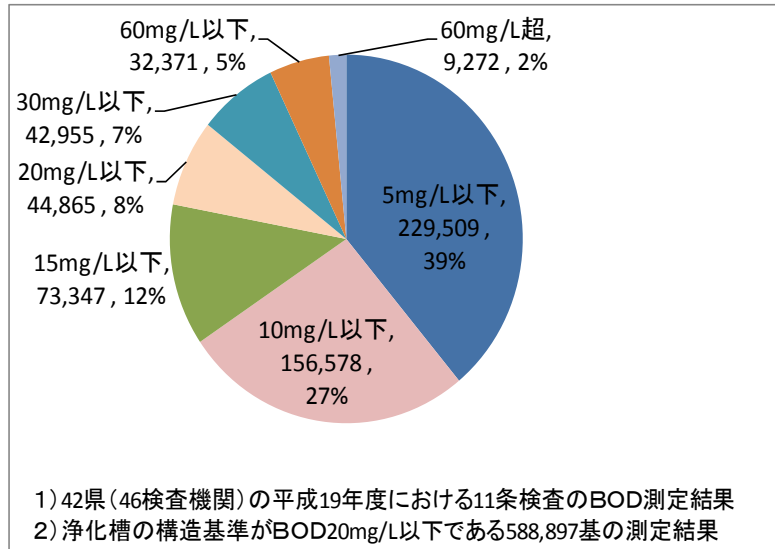
浄化槽の整備状況について

○浄化槽設置基数の経年変化



6

浄化槽からの放流水の水質について (BOD)



浄化槽による生活排水対策

2. 浄化槽関連施策について





浄化槽法の主な改正

○平成12年改正（施行13年4月）

- ・し尿のみを処理する単独処理浄化槽を浄化槽の定義から削除し、し尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽のみを浄化槽として定義（→単独処理浄化槽の新設の原則禁止）
- ・浄化槽の設置義務化

等

○平成17年改正（施行18年2月）

- ・法の目的に「公共用水域等の水質保全」を明示
- ・浄化槽からの放流水に係る水質基準の創設
- ・浄化槽設置後等の水質検査（7条検査）の検査時期の見直し
- ・適正な維持管理を確保するための都道府県の監督規定の強化

等

9



国庫助成事業の概要

■ 浄化槽整備事業

① 浄化槽設置整備事業（個人設置型）

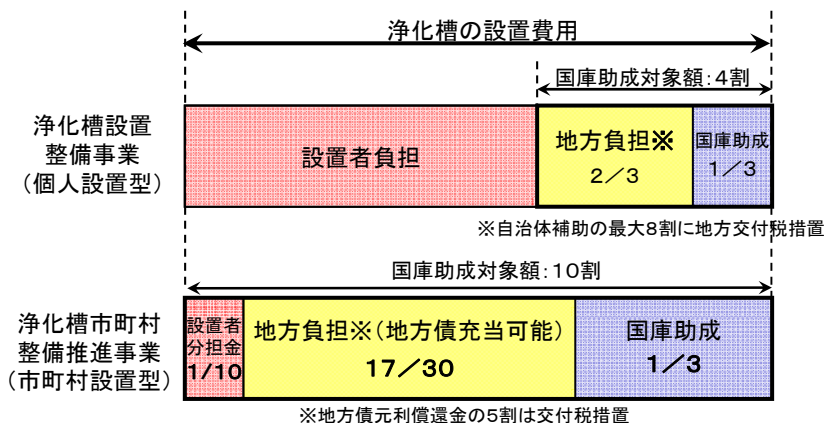
市町村が浄化槽の設置・改築を行う者に対し、設置・改築費用を助成する事業を行っている場合に、その費用の一部を助成する制度。

② 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）

市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫助成を行う事業。

10

国庫助成事業における財政措置概要



11

国庫助成事業の対象地域について

(浄化槽市町村整備推進事業の対象地域)

ア 下水道事業認可区域以外の地域で、次のいずれかに該当する地域

- ①湖沼水質保全特別措置法の**指定地域** *
- ②水質汚濁防止法の第6次**総量規制対象地域** *
- ③水質汚濁防止法の**生活排水対策重点地域** *
- ④過疎地域自立促進特別措置法の**過疎地域** *
- ⑤山村振興法の**振興山村** *
- ⑥農業振興地域の整備に関する法律の**農業振興地域内**の、農集排施設の処理区域周辺区域 *
- ⑦漁業漁場整備法の規定により指定された**漁港集落**及びその周辺地域 *
- ⑧自然公園法に規定する**自然公園地域**
- ⑨有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の有明海及び八代海の流域
- ⑩浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域 *
- ⑪既に事業を実施している地域

* 環境大臣が
適当と認める地域

イ 水道原水法の都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域

12

国庫助成対象浄化槽の要件

<一般的なタイプと高度処理型>

	一般的なタイプ	高度処理型 *	
		窒素又は(及び) 磷除去型	BOD高度処理型
BOD除去率	90%以上		97%以上
BOD濃度	20mg/L以下		5mg/L以下
窒素濃度	—	20mg/L以下	—
リン濃度	—	1mg/L以下	—

○高度処理型について

- ・国庫助成対象となる浄化槽の要件は上記のとおり。
- ・補助対象地域については、各事業の対象地域の内、窒素又は磷対策を特に実施する必要がある地域が対象となっている。(具体的には実施要綱)
- ・高度処理型浄化槽の普及促進のための基準額の特例措置がある(市町村設置型)。(高度処理型浄化槽のみで整備を行うことができる旨を条例等で制定する場合に限り、高度処理が多浄化槽の整備に必要な費用と通常型浄化槽の整備に必要な費用の差額分を助成(5年間))

13

平成21年度 浄化槽関連予算

○循環型社会形成推進交付金 149億円(21年度 全国分)

循環型社会形成推進基本計画により、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら浄化槽の整備を推進

国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し(21年度)

・浄化槽整備区域促進特別モデル事業(21年度から3年間、助成率1/2)

浄化槽の普及を図るため、他の市町村にとって先駆的な事例となりうる事業を募集、選定し、モデル事業としてその取り組みを支援

- ①浄化槽集中整備事業浄化槽(污水処理人口普及率を一定以上向上させる)
- ②高度処理型浄化槽集中整備事業(高度処理型浄化槽により、水質の保全を図る)
- ③単独処理浄化槽集中転換事業(一定以上の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換)
- ④防災拠点浄化槽集中整備事業(災害時の避難所となる施設における浄化槽の整備)
- ⑤低炭素社会対応型浄化槽集中整備事業(低炭素社会に向けた省エネ型浄化槽の整備)

・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

- ①対象単独処理浄化槽の拡大(年数制限の大幅な緩和)
- ②対象地域の拡大(市町村が定める浄化槽整備区域を対象に)

・計画策定調査費の拡充

- ①用途に浄化槽整備台帳の整備を追加、②浄化槽整備事業のみで実施している市町村は「直接必要額」に拡充

○地域再生基盤強化交付金(内閣府計上) 総額1446億(全体額)(道路、港湾分含む)

地域再生計画に基づいて、環境省(浄化槽)、農林水産省(農業集落排水)、国土交通省(下水道)所管の污水处理施設の整備などを効率的に行うための、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

○浄化槽整備のための支援強化

- ①浄化槽整備推進事業の推進(市町村長向けのトップセミナー、NPOとの連携事業の実施) 52百万円
- ②し尿処理システム国際普及推進事業費(浄化槽などの日本のし尿処理システムの国際普及) 21百万円

14